

移民女性における主体性の構築

川崎市在住フィリピン人妻の社会参加

邱 淑 雯

1. 移民女性と主体性構築

本稿は日本の都市在住の、日本人を配偶者とするフィリピン人既婚女性の社会参加に焦点を当てることで、移民女性の主体性構築の可能性ないしは成立条件、およびその意義について考察を行うものである。「構造と主体性」の問題は、存在論 (ontology) あるいは認識論 (epistemology) のいずれのアプローチをとるかによってもその議論の展開が異なってくることから、このテーマの含む葛藤は社会学者にとって永遠の課題とも言えよう。しかしながら、社会学者が「特定の社会状況」(仕事、アイデンティティ、教育、政治参加)に即した「特定の構造」と、それに対応する「主体性」を論議することは可能であろう。その場合、本稿で取り上げようとする「発展途上国から先進国へ移動する移民女性」^[1]にかかわる「構造と主体性」とは一体何を指すのであろうか。「発展途上国」、「先進国」、「移民女性」といった複数名詞は本来一枚岩的に解釈できるものではなく、ここでそれらを結び付ける文脈を問い、あえてマルクス主義フェミニズムの視点に立つならば、その答えとしてチュン (Cheng 1999: 38-58) が「グローバル資本主義の家父長制」(global capitalist patriarchy) と称したように、「資本主義世界システムと家父長制という二つの巨大構造の複合体」と定義できるかと思われる。こうした構造論の立場から出発する多くの先行研究は、移民女性の主体性構築に対して否定的な見方でしか問題を捉えてこなかった。しかし近年の研究傾向をみると、

移民女性の主体性を構築する可能性が次第に注目されつつあるのも事実であろう (小ヶ谷千穂 2000: 99-103)。また、それぞれの構造や状況に対応した形で、それぞれの当事者自身の主体性を構築する可能性、およびその条件を析出する研究も次第に登場してきている。移民女性は移民先の社会において多くの不利な状況に直面し、その困難な状況を克服する必要性に迫られることから、さまざまな戦略と行動を取ることが注目されるようになってきているのである。

しかし、ここではその問題に入る前に、まずは「就労」を媒介とした「移民女性の主体性構築」に関するこれまでの議論を振り返ってみたい。

ディレート (Delate 1999: 3-10) は、これまでの「ジェンダーと移動」に関する先行研究の多くがマルクス主義フェミニズムの前提から展開されたものであることから、それらの先行研究では移民女性が低所得者層のなかでもその底辺部に属することを強いられ、またその労働が家事労働の延長線に置かれているという事実ばかりが強調されてきた、と指摘する。確かにこの視角に基づいた研究は、移動のプロセスにおける「エスニシティ」・「ジェンダー」・「階級」による不平等な権力関係の再生産と維持、およびそれを可能とするメカニズムの解明においては成功を収めたといえる。例えば、アサール (Assar 1999: 82-102) は「ジェンダーと階級に分業化」という観点から、アメリカにおけるインド系グジャラト (Gujaratis) 出身の移民女性が夫の経営するモーテルで働く実態として、彼女の提供する労働力は「妻の仕事」とし

て夫から要求される「伝統的な労働の再生産」(家事労働の無償提供、妊娠・出産、育児など)の延長線上に位置する意味合いしか付与されてこなかったことを、また、ストート (Staudt 1999: 21-37) は、アメリカとメキシコの国境地帯で自営業を営むメキシコ系移民女性の地位が移民男性よりも遥かに劣ることを、研究を通じて明らかにしている。

だが、ディレートは更に「マルクス主義フェミニズムの前提から展開されたこれらの先行研究には他の欠落部分が内在することを否定できない」と指摘する。その「欠落部分」として次の二つが挙げられている。第一に、移民女性の移動動機と仕事の類型は実に多様化しており、専門技術を持ち、なおかつ高賃金職に就く者も少なくないにもかかわらず、このような移民女性の存在がこれまであまり注目されてこなかった。例えば、このようなテーマを扱ったこれまでの研究には、オーストラリアの「小規模エスニック・ビジネス」におけるアジア系移民女性の役割と移民女性創業者の成功条件を探った、イプとレバー・トレシー (Ip & Lever-Tracy 1999) による研究が挙げられる。第2には、移民女性に関する仮説の偏り、つまり移民女性が「移民男性に随行し依存する扶養家族である」とする仮説に依拠することにより、移民女性の経済的役割を軽視し、彼女たちの「就労」に対する動機と意識、及びそれぞれの仕事内容と賃金収入の実態を十分に把握してこなかったという。

もし主体性の「構築過程」という側面に光を当てると、移民女性にとってその主体性構築の手段といえる「就労」を観察するに留まらず、更に一歩進んで主体性構築の「到達点」をも把握する作業が必要であろう。具体的に言えば、仕事によって「物質的な報酬」と「心理的な報酬」(自信や満足)を得た移民女性が、果たして家庭や移民コミュニティの中で自分が置かれた「不平等な権力関係」(例えば剥奪された所有権、分配権、発言権、決定権など)を回復することができるか否か、といった問題についても探究すべきである

う。バハチャ (Bhachu 1988) はイギリスにおける南アジア系の移民女性が、就労経験を通じて高い自主性を養っていったことを、またチャイ (Chai 1987) は、ハワイで高い教育を受けた中産階級の韓国系女性の女性意識が、「働くこと」によって変化したことを指摘している。

勿論、就労によって移民女性の持つ意識と行動に変化が生じるか否かは、出身社会とホスト社会のジェンダー文化、移民女性自身の階級と学歴、移民家族(特に夫の経済状況)などそれぞれの条件によって大きく左右されることは言うまでもない。この点に関しては、モリス等 (Morris, Guruge & Snarr 1999) が、カナダ・トロント在住のタミール系移民女性の「結婚」・「男女」・「ジェンダー」意識が就労経験を通してどのような変化をみせたのかについて研究している。同研究においては、カナダで得た仕事が低賃金であっても、「初めての報酬を得る仕事」という点で意義を有すること、また同時に、就労経験を通じてカナダ文化とタミール文化の受容意識が彼女の中で少しずつ変化をみせていったことなどが明らかにされているが、その一方で、夫からの暴力や絶縁要求の可能性への恐怖心から、早すぎる変化に対しては抵抗感を示すことも指摘されている。また、同様の研究としては、アメリカ・テキサス州在住の韓国系女性が、仕事の獲得によって「家庭内の家事労働の分担」や「夫の権威主義的態度」に対して如何に挑戦するかを、彼女とその夫の階層から分析したリム (Lim 1997) の研究がある。同研究では、移民女性が仕事を通じて家庭内の発言権と決定権を徐々に把握し、自身の自立性をも養っていく反面、そのような女性達の多くが依然として「夫に仕える従順な妻」を演じ続けるという二面性が明らかにされており、そのような二面性を保持する理由としては「権威主義」が安定した家庭生活を営む上で必要なもの、特に子どもの教育上役立つものと考えられていること、などが挙げられている。

以上、就労を媒介とした移民女性の主体性構築

に関するこれまでの議論の概観を行ったが、ここから、彼女たちの主体性構築に関する議論には少なくとも次の3点が包含されていることを確認できよう。すなわち、(1)移民女性に関わる状況や構造、(2)主体性構築を可能にする条件、(3)主体性構築の到達点と意義、である。本稿の目的はこれらの3点を前提としながら、日本の大都市在住のフィリピン人女性の社会参加を例として、その主体性構築の可能性ないしは成立条件、およびその意義を考察することにある。

2. フィリピン人妻を研究対象とする理由

本稿では研究対象として「日本人男性と結婚したフィリピン人女性」を取り上げる。彼女たちを研究対象として選ぶ理由は、日本における外国人女性のなかでも、彼女たちをめぐっては以下に述べるような「三多」の状況が存在するためである。

- 1) フィリピン人女性の日本入国者数の多さ。
1990年から1996年の末までフィリピン人の入国者数は外国人グループの第4位であり、しかも女性の方が圧倒的に多く、全体の85%を占めている。また、法務省の資料によれば、1999年の7月末、115,680名のフィリピン人が外国人住民として登録されており、その中で20歳以上の女性は93,165人にも上っている(SINAG、2001, Vol.6, No.2)。
- 2) 日本人男性と結婚したフィリピン人女性の多さ。まずフィリピン側の数字であるが、在外フィリピン人委員会(CFO)の1995年の資料によれば、1989年から1994年までの間に国際結婚ビザで出国したフィリピン人女性の配偶者の出身国上位四ヶ国は、1位アメリカ(41,859人)、2位日本(27,576人)、3位オーストラリア(9,134人)、4位ドイツ(3,710人)の順であった。また日本側の数字によれば、1992年から1996年までの間に日本人男性と結婚したフィリピン人女性の比率は、日本人男性と結婚した外国人女性全体の30%以上超えることが示さ

れている(宮島喬・長谷川祥子 2000: 4)。1996年を例にとれば、日本人男性と結婚したフィリピン人の比率は全体の31.4%を占めており、2位の朝鮮・韓国人の21.1%よりも高い。だが1997年になると、中国人が全体の32%を占めて1位となり、フィリピン人は2位の29%、朝鮮・韓国人は21%、タイ人は8%という順となっている(鈴木伸枝 1998: 99)。

- 3) 在日フィリピン人女性に関するステレオタイプ表象の多さ。鈴木伸枝(1998: 100-101)は、日本人の創造するフィリピン女性の表象はジェンダー役割と性愛の枠に閉じ込められており、これらの捉え方は支配的なジェンダー・イデオロギーによって思考の枠付けがなされている、と指摘する。このイデオロギーとそこから派生する行動はフィリピン人女性の日本流入を促すものとして機能してきたと同時に、彼女たちを見つめる眼差しもこのイデオロギーによって規定されてきたといえよう。すなわち、都市部の興行・性産業などで就業する「エンターティナー」あるいはその同義語とされるであろう「売春婦」、および金で買われてきた「農村の花嫁」とみる眼差しである^[2]。しかし、そのようなイメージにはホスト社会日本が作り上げたものだけでなく、フィリピン人側が作り上げたものもある。ダアノイ(1995: 112-113)が言うように、女性移住者や、外国人と結婚する女性を「母国の低所得層出身者」、「教育水準が低い貧困地域出身者」とする神話がフィリピン人側によって作られ、またそのような神話が常に再生産され日本国内でも流通することで、「保護者の日本人と被保護者のフィリピン人」という不平等な関係、すなわち「裕福な日本人が可哀想なフィリピン人妻を援助する」という歪んだ上下関係のイメージを生み出したのである。

3. 「移民女性の社会参加」に関する研究

日本に生きる彼女達に向けられる視線を批判的

に問うため、筆者は「移民女性の社会参加」の視座の導入を提起し、彼女たちを「エスニシティ研究とジェンダー研究の結合」の視点から捉え、次に社会参加が可能な移民女性をそれ以外の視点から捉える必要性、および外国人の問題を「社会問題から社会参加へ」と変える視座転換を強調することで、引き続き本研究の位置付けを明らかにしたい。

1) 「エスニシティ研究とジェンダー研究の結合」
 エスニック・マイノリティ女性 (ethnic minority female) に関する研究には、ジェンダー研究とエスニシティ研究の両方からのアプローチが可能である。パロート (Barot 1999: 14) によれば、1990年代半ばまでエスニシティ研究の視点からのジェンダー問題の議論はまだ少なかったのに対し、ジェンダー研究の視点からのエスニシティ問題の議論は既に一定の成果を挙げている。例えば、1960年代、白人中産階級のフェミニズム研究者によって提唱された「ジェンダーの普遍性」、いわゆる第二波のフェミニズム研究が、ジェンダー研究の名を一躍高めることに貢献はしたものの、この学派は本質主義と単一因果主義に陥り、異なる背景と出身の女性がそれぞれ持つ「相違」を見逃しがちであったことから、「白人女性中心のレイシズムにすぎない」との批判を受けた。1980年代以降、このような「ジェンダーの普遍性」の概念はマイノリティ集団に属する女性、特に黒人フェミニストによって厳しく批判され、その代表者の一人フック (Hook 1984) は、ジェンダー差別が自分の人生の中で「唯一」の差別でも「一番」の差別でもないことを訴えている。なぜなら、ジェンダー差別の経験には「エスニシティ」、「階級」、「宗教」など、他の差別要素も含まれており、よって黒人女性の差別経験が白人女性のそれとは異なり、また黒人男性のそれとも当然異なることを彼女は改めて強調している。したがって、グレン (Glenn 1985) やコリンズ (Collins 1991) の指摘するように、「エスニシティ本質主義」や

「ジェンダー本質主義」のみではエスニック・マイノリティ女性の状況を把握しきれないことから、エスニシティとジェンダーの異なった社会経験に注目することでエスニシティ問題とジェンダー問題の双方を同時に理解していく作業が非常に重要となろう。エスニシティ問題はジェンダー問題の内部に回収されてはならないし、またジェンダー問題はエスニシティ問題の内部に隠蔽されてはならないのである (黒木雅子 1999: 60-62)。

2) 「エスニシティ研究とジェンダー研究以外の視点」。近年日本では「エスニック・マイノリティ女性」の研究が盛んとなってきており、ここではさまざまなテーマ (例えば異文化適応、婚外子、虐待と人権侵害、犯罪と売春、離婚、家庭内暴力などの社会問題及びその解決、入国審査手続き問題、支援活動、女性自営業、カウンセリング、エンパワメントなど) が取り上げられてきた。しかし、これらの先行研究においては、日本国内のエスニック・マイノリティ女性を常に一枚岩と見なす傾向にあった。すなわち、フィリピン人女性、タイ人女性、中国人女性、在日韓国・朝鮮人女性などを「エスニック・マイノリティ女性」として一つに括りがちであり、それゆえその彼女たちの内部の差異を往々にして捨象しがちであった。しかし「社会参加」に関する視点の登場をきっかけに、「参加可能な者」と「そうでない者」、そして参加者の「参加条件」が議論されるようになり、今後は「エスニック・マイノリティ女性」をさらに学歴、階級、出身地域、職業などによって区別していく必要があるだろう。

3) 「外国人の問題を社会問題から社会参加に変える視座転換」。これは、外国人問題を社会「問題」の枠内で扱おうとするこれまでのネガティブな視座から、社会「参加」を行う定住志向の移民の生き方に注目する視座転換の必要性を意味する。すなわち、定住化がますます顕著となっていくと思われる現状に鑑み、これまで一

般的であった「外国人問題及びその解決」という研究視点を、「外国人の社会参加及びそれを可能にする条件の探求」へとシフトさせていく試みである。宮島喬(2000)も、外国人を単なる「社会援助の対象者」や「社会問題の製造者」として扱うのではなく、「日本社会の一住民として社会参加を行う主体」として重視する視点が強調されるべき時がきた、とする。だが、これまでの社会参加に関する議論においては、国籍別(中国人、ベトナム人、ブラジル人など)によるその特徴の議論に止まり、ジェンダーの視点が無視あるいは強調されないままきている。このため、移民男性だけを前提としてきた従来の研究方法について検討し直す必要があると思われる。

以上、3点にわたり検討してきたが、その上で、先行研究との対比における本稿の位置付けをもう一度確認しておきたい。本稿の問題意識として(1)エスニシティ研究に「ジェンダー」と「階級」の視点を加えることの重要性、すなわち「エスニシティ」、「ジェンダー」、「階級」の3要素をどう結合させるか。(2)エスニシティとジェンダーの両面において周辺化されたフィリピン女性の一部としての妻たちが、社会参加という手段を通して、ホスト社会における不平等の構造からの解放をどのようにして図っていくか、という2点が挙げられる。そこから、研究課題は以下の4点に集約できよう。第1に、社会参加を可能とするフィリピン人妻の持つ個人的条件とは何か。第2に、社会参加を可能とさせる川崎市の地域条件とは何か。第3に、彼女たちがどのような社会参加を行ったか、もしくは川崎市行政側がどのような社会参加の機会を彼女達に提供したのか、またその参加活動がどのような特性を持つのか。そして最後に、当事者の彼女たちが社会参加をどのように捉え、考えているのか、つまり「社会参加の意義」がどのように認識されているのか。

4. 社会参加の条件：フィリピン人妻の個人的特質

筆者は2001年6月から9月にかけて、社会参加を行う川崎市在住のフィリピン人妻10名にインタビューを実施した。

社会参加が継続して行われるには一定の条件や資源が必要なことは言うまでもない。なかでも「人的資源」は最も重要かつ不可欠なものである。そこで、彼女たちの個人的特質から社会参加の条件として九つの共通点(「年齢」、「日本人配偶者と結婚する契機」、「結婚の年数」、「日本での居住年数」、「高学歴」、「流暢な日本語」、「明るい性格」、「仕事と家事の調和」、「夫からの支持」)を取り出し、3項目(「基本属性」、「個人資本」、「他の生活リズムとの調和」)に分類した。その結果、第1の基本属性に「年齢」、「日本人配偶者と結婚する契機」、「結婚年数」、「日本居住年数」の4点を、第2の個人資本に「高学歴」、「流暢な日本語」、「明るい性格」の3点を、第3の「他の生活リズムとの調和」には「仕事と家事のバランス」、「夫の容認」を分類することができた。以下、これら九つの共通点について説明する。

- 1) 「年齢」: 35歳から40歳までが5名、40歳から45歳までが3名、50歳以上が2名であった。その年齢の持つ意味を、さらに「日本人配偶者と結婚する契機」、「結婚年数」、「日本居住年数」の3点と比較した上で考える必要があるだろう。
- 2) 「日本人配偶者と結婚する契機」: 日本人男性とフィリピンで知り合い結婚したケースが4名、「4-1-9」興行ビザで入国後日本人男性と知り合い結婚したケースが4名、友人の紹介で見合い結婚したケースが2名であった。
- 3) 「結婚年数」: 10年以下(7年)が1名、10年以上が6名、20年以上が2名、満30年が1名であった。
- 4) 「日本での居住年数」: 日本人配偶者との結婚の契機はケースごとに異なり、全員が結婚後直ちに日本に居住するわけではない。つまり、「日

本居住年数」は必ずしも「結婚年数」に比例するわけではない。日本滞在が10年以下の者は1名、10年以上は7名、20年以上は2名だった。移民の長期滞在あるいは短期滞在 (sojourning) が、社会参加の意識と行動にかなりの程度において影響を与えることはしばしば報告される。一般的には、永住と長期滞在の方が、短期滞在に比べて社会参加の意識が高いとされるが、国際結婚をするフィリピン女性が、「血統主義」・「家父長制」を社会的基盤とする日本に嫁ぐ場合は、長期滞在者となる可能性は格段に高くなる。この理由としては、次の2点が挙げられよう。一つは、嫁ぎ先のホスト社会が「血統主義」かつ「家父長制」の社会であるため、強要されるか否かを問わず、女性が夫側の文化を尊重し日本への居住を続ける傾向が強くなる。二つ目は、女性の出身国が相対的に貧困であるため、嫁ぎ先で経済的に安定した生活を永続的に送れることは大きな魅力であり、これは彼女たちにとっては一種の「生活保障」と表現することもできよう。言い換えれば、短期滞在の観光客、留学生、研修生などに比べ、社会参加を行う10名のフィリピン人妻は日本を生活拠点とするため、これが周囲の出来事に対する関心へとつながり、次第にそれが社会参加にまで発展していったといえるのではないかと。

勿論、単なる長期滞在という点だけで、彼女達が社会参加を行う動機を説明することはできない。E・A・イシカワ(2000: 131)は、日本での長期滞在を選んだ南米日系人が少なくないにもかかわらず、彼らには社会参加の意識や行動があまり見受けられないこと、またその理由として彼らの生活スタイルが短期滞在者とはほぼ同様であることを指摘している。そこで引き続き「高学歴」「流暢な日本語」「明るい性格」などの個人資本に注目し、彼女たちの社会参加を可能にする他の条件を見ていきたい。

5) 「学歴」: フィリピン国内の大学卒業者は8名、大学中退者1名、高校卒業者1名と、かなりの

高学歴がうかがわれた。高学歴が移民の社会参加にとって有力条件であることはよく言われるところである。坪谷美欧子(2000: 114-115)は在日中国人の川崎市市政参加に関する調査で、留学経路で日本国内の修士号や博士号を取得した高学歴者がかなり高い比率を占めている事実を見出している。ここで、社会参加を行うフィリピン人妻の高学歴を強調することは二つの意味を持つ。一つは、日本国内における他の同国人女性に比べ、社会参加を行うフィリピン人妻が相対的に高い学歴を有することである。パレスカス(1995: 28)は、エンターティナーとして来日したフィリピン人女性のなかには大学や職業専門学校の卒業者が少なく、小学校課程しか修了していない者もごくわずかながらいたことを指摘している。すなわち、「在日フィリピン人女性」とは一枚岩ではなく、その内部に「学歴による分化」が確実に存在するという事実を看過してはならない。実際、インタビューに応じてくれた彼女達の1人は、「自分は水商売の女ではない、教員を務めるような人間(以前フィリピンでは小学校の英語教員)である」という自負を示し、低学歴の他の同国出身女性との差異を強調していた。二つ目に挙げられるのは、高学歴者は相対的に高い学習動機や学習能力を示し、また優れた学習成果を挙げることである。以下では、社会参加の際に不可欠な「日本語能力」を彼女たちがどのように獲得していったかをみている。

6) 「流暢な日本語」: 彼女達が日本社会のなかで、自己表現をし、自分の権利を守り、ホスト社会に訴え、母国の文化を紹介する、といった活動の多くは日本語によって行われる。もちろん、社会参加の行為自体も彼女達の日本語能力の向上に役立っている。宮島喬(2000: 5-6)は「文化的市民権」の概念との関連で、外国人がホスト社会において社会参加を行う条件に、一定の文化能力を備えていることを挙げている。その一つには日本語能力が挙げられるが、この

ような文化能力を養成する機会、つまり「日本語教育の機会」は、まずホスト社会から提供される。

10名のインタビューイーが日本語を習得した時間、経験、程度はそれぞれ異なる。結婚後正規の日本語学校に通った経験を持つのは2名だけで、2人とも育児のため途中で通学断念を余儀なくされている。日本語学校へ通うというこの行為は、「妻を学校に通わせることのできる」夫の経済力を示すものであると同時に、夫が学習による妻の成長を期待する証でもある。だが、彼女たちの多くは無料開講される市民館（公民館）の日本語講座やボランティアの日本語教室などの社会資源を活用することで日本語能力の向上に努め、結婚後10数年経た現在でも毎週通っている者もいた。また、テレビ、チラシ、子供の絵本、教科書、雑誌、パンフレットなどを使い、独学で日本語を学んだのが10名中2人であった。フィットネス・クラブや日本人の主婦が集う集会などでの交流を通じて日本語の練習を重ねたケースもあった。もちろん、家族、親戚、隣人、職場の同僚、子供の学校の関係者なども日本語学習の際の「教材」となっている。ややたどたどしい日本語を発音する2名を除けば、他の8名全員が流暢に日本語を駆使できる水準に達していた。なかには「日本語能力試験2級」に合格、川崎市国際交流協会日本語スピーチコンテストで優勝、また作文が川崎市高津市民館日本語講座10周年記念文集に収録されるといった実績を持つ者もいた。

7) 「明るい性格」: 高学歴を有する者は相対的に高い学習動機と学習能力を有しているが、そのような高い学習動機と学習能力は社会参加を促進する原動力ともなる。同時に、社会参加を可能にする要因の一つとしては参加者の性格の明るさ、すなわちその外向的な性格に求められよう。これまでホスト社会側はフィリピン人女性に対する「都会の可哀想な水商売」、「虐待されたシングルマザー」、「農村の伝統に従順な花

嫁」などといったイメージの生産・付与に偏りがちであり、彼女達が日常生活でみせる活発で積極性に溢れた姿はそこにほとんど見受られることがなかったが、インタビューに応じてくれた彼女たち全員から受けた印象は、「熱心な勉強家」、「好奇心旺盛な働き者」、「上昇志向が強い努力家」といったポジティブなものだった。また、日本で生活を始めたその当初から、フィリピン人移民コミュニティ内部にエンクレープして生活するのではなく、「日本人」や「日本文化」を吸収し現地に溶け込むことが必要だとの共通認識を有していた。学習は本来一生涯の活動であり、国際結婚を選択した彼女達にとって、ホスト社会の言語、文化など新たな学習を必要とするものは非常に多いが、何事にも屈しない明るさと高い学習意欲が感じられた。

10名のフィリピン人妻が持つもう一つの共通点は、「自己表現を好む」ことである。「日本語で自己表現を行う」ことは、ホスト社会「先進国日本」のドミナントな言語の習得を証するものであると同時に、自己能力の再確認を通じた「自信」の獲得をも意味する重要な行為である。彼女たちは日本語の学習だけに留まらずだけ、日本文化に対して接近、模倣、内面化することにも多大な努力を払っている。これらの学習を通じて、日本での生活の便利さが得られるだけでなく、日本人からの「承認と賛美」が獲得可能となる。例えば、フィリピンの運転免許証から簡単な手続きを経て国際免許証に切り替えそれを使用するのではなく、日本人でさえ一回では合格が困難な難関を突破して日本の運転免許試験に合格したとき、そこではじめて彼女たちは日本人（ならびに他のフィリピン人）からの肯定的な「承認」の獲得を実感し、成功の喜びを享受する。また学校の参観日、PTA、町内会などの催しに出席する時、積極的に「良き母」としての自身を対外的にアピールするよう努めており、このような自己表現は他の日本人の母親たちや子供たちに好印象を与えるだけで

なく、自身の子供にも母親の愛情を認識させ、家族の絆を強める行為でもあった。このような対外的な自己表現を積極的に行う彼女たちが一貫して強調していたのが、「外に出たい、人に認められたい、ただの『外人』になりたくない」ということであった。ファノン（Fanon 1951）は『黒い皮膚・白い仮面』で、弱者の自我肯定が強者の承認によってはじめて成立し、その時同時に弱者の中で心理的な自信と自負が生まれることを指摘している。言い換えれば、フィリピン人妻が自身の高学歴、流暢な日本語、明るい性格などの特質を生かしつつホスト社会での社会参加を行う過程においては、彼女たちの自我肯定そのものが「日本人からの肯定」に負う部分が決して少なくないことを示唆しているといえよう。

上記3点の個人資本以外にも、社会参加を可能とさせる他の条件も考慮に入れる必要がある。妻であると同時に母でもある彼女たちが社会参加できるか否かは「職場」と「家庭」という二つの生活世界との関わり方によるところが大きい。これらの社会参加が定期的あるいは不定期であるにせよ、参加には少なくともある一定の時間を費やす必要があることから、仕事と家事をこなし、なお精神的・時間的余裕を有する者に限り社会参加が可能、といっても過言ではない。

8) 「仕事と家事のバランス」: 彼女たち10名のうち、結婚後就労経験を一切もたない者は一人のみで、それを可能としたのは夫の経済的余裕であった。朝から晩までフルタイムの仕事に就いているのは2名で、そのうちの1人は母子家庭であるため働かざるを得ない環境にあり、他方は「働くことが好き」な天性の努力家タイプであった。他の7名はアルバイトやパートの仕事であった。ここから言えることは、社会参加を行う彼女たちの多くにとり、「仕事外の時間があるからこそ社会参加が可能となる」ということであった。なかでも特に、仕事時間の以外で

は家事に費やされる時間（特に家族の世話）が社会参加に最も影響を及ぼす。彼女たちのうち子どもを持たないのは1人だけで、他の9名にはそれぞれ大学生から小学生までの子どもがあり、その彼女たちにとって、社会参加を可能とさせる重要な条件の一つとして挙げられるのが「家事と育児からの解放」であった。しかし、現段階では家庭を中心に「良き妻、母を演じる」ことを望む者がほとんどで、これは言い換えれば、相対的に見て経済的なゆとり（ならびに精神的なゆとり）を持つ者が「家庭生活のリズムを壊さない」前提に立った上で、それぞれが社会参加を行っている現状を表しているといえよう。

9) 「夫の容認」: 彼女たちにとって、社会参加に影響を及ぼすもう一つの要因は「夫の容認」である。なぜなら日本は家父長制を基盤とした社会であり、夫の容認なくして妻の社会参加はあり得ないからである。ここで夫が妻の社会参加に対して示す「容認」の態度には二つの意味が含まれる。一つは妻に対する「条件付の放任」である。夫の多くは妻の役目として家事や家族の世話を求めるため、妻が家庭外でフルタイムの仕事に就くことを好まないが、その代わり家庭生活への影響が比較的少ない社会参加に対して寛容な態度を示す傾向にある。二つ目は夫からの「冷淡な扱い」を意味する。彼女たちによれば、人前で「流暢な日本語を用いて自己表現する」行為自体が、実は彼女たちに向けられた夫の冷淡な態度に起因する、という。結婚当初から「自分の手続きは自分でやるよう」夫から求められ、市役所、銀行、学校、入管局などに提出する書類すべてを自分で作成し、また町内会の参加、子どもの予防接種、学校参観などすべてを自分でやるよう求める夫からの冷たい扱いがあったからこそ、自立的精神が養われていったのであり、むしろ彼女たちにとって「社会参加」という行為自体、夫の冷淡さによって強いられた活動の延長上に位置するにすぎなかったという。

5. 川崎市の地域特性と社会参加

これまで「社会参加の条件」を、当事者であるフィリピン人妻の特質から検討してきた。だが、個人の特質に留まらず、社会参加を促す「地域の特性」についても言及しなければ十分な状況把握とはいえないだろう。地域ならではの条件が存在するからこそ、社会参加が可能となるのであり、更に一步踏み込んだ表現をするなら、川崎市でなければこのような社会参加も実現不可能なのである。そこで、フィリピン人を含む外国人住民の視点から「社会参加」と「川崎市の地域特徴」との関わりについて検討を加えた。その結果、「川崎市の特性」として以下の3点を挙げる事ができよう。

- 1) 「外国人住民の多さ」: 2001年2月までに川崎市の外国人登録者数は22,049人に達し、住民全体の1.76%を占めるまでになっている。
- 2) 「外国人登録されたフィリピン人の多さ」: 同市に登録された外国人の中でフィリピン人は1992年から第4位であり、その後1998年からはブラジル人を抜いて第3位、総数は2001年2月までに2,294人を数える。多くのフィリピン人は永住ビザや日本人配偶者ビザで登録されているが、これらの統計資料は男女別、既・未婚別に分けられていないため、市在住フィリピン人妻の正確な数を把握することはできない。だが、日本に入国してきたフィリピン人の多くが女性であるという事実に鑑み、日本人を配偶者とする外国人の中でフィリピン人妻が占める比率が決して低くないと推測できる。
- 3) 「日本国内における国際化モデル都市」: 同市は日本国内でも国際化・多文化共生が進んでいる地域としてよく知られており、また外国人施策と人権施策においても他の都市に一步先んじている。筆者が研究対象地として川崎市に着目したのは、外国人の社会参加を観察する上で他の都市にない条件(例えば、川崎市が1983年頃から内部に外国人施策に取り組む専門部会を設

置し、民生局、教育委員会、市民局、まちづくり局、人事委員会などの各部会で委員会、幹事会、研究会を設けたこと、1996年設置の外国人市民代表者会議など)を有していることが挙げられる。

以下では、社会参加の活動を「地域の公的団体への参加」及び「地域の私的組織への参加」の二つに分類する。後者については、「日本人主導」あるいは「日本人と外国人の共同参加」という形で運営されることであり、言い換えれば、「フィリピン人主導」あるいは「フィリピン人のみが運営する組織」ではなく、「日本人主導の組織に彼女達が参加する」という形で社会参加が行われていることを意味する^[3]。以下においては、フィリピン人妻が社会参加を行う際に関わる主な六つの活動、およびそれぞれの運営の特徴について簡単に説明する。それらの組織の募集要項をみることで、組織の運営者が参加者にどのような資質や資格を求めているかが理解できるが、ここでも上述したフィリピン人妻の「高学歴、流暢な日本語、明るい性格」などの個人資本が組織から要求される資質や資格に合致し、社会参加を行う上で追い風となっていることが理解できる。以下に挙げる活動は上から順に高度な日本語能力が要求され、また括弧内の数字はフィリピン人妻10名中参加経験を有する者の数を示している。

1. 「外国人市民代表者会議委員」(以下「市民代表者会議委員」、4人)

1996年創設、管轄は「川崎市市民局人権・男女共同参画室」である。樋口(2000: 20-21)は、川崎市の外国人市民代表者会議の特性について次の3点を挙げている。まず、委員に応募する機会が広く一般に保障されていること。次に、会議の自主的運営が条例によって保障されており、市民代表者会議委員は行政当局との緊張関係が生じるほど会議の独立性を保持していること。特筆すべき最後の点については、会議の提言を市長が尊重するとした条項が定められてお

り、提言を直接取り入れた条例が提出されうる「政策的アウトプット」に結びついている点である。募集方法は一般公募で、応募者の選抜には参加の抱負と意欲が第一だが、日本語能力も基準とされる。日本語能力が必要とされるのは、市民代表者会議委員には相当量の資料を読むことが義務付けられており、また会議中での発言も要求されるためである。原則的には通訳同伴の来場や通訳ボランティアの用意も可能であるが、通訳付きで参加した例は多くはない。

2. 「川崎市人権啓発推進審議会委員」(1人)

川崎市は外国人住民の意見を尊重するため、かなりの外国人の審議会委員を配している。「川崎市人権啓発推進審議会委員」は、外国人市民代表者会議のOB委員や地域で活躍する外国人の中から川崎市行政側が指名するものである。日本語能力は上記の「市民代表者会議委員」とほぼ同じ水準が要求されると思われる。

3. 「日本語指導等協力者」(以下「日本語指導者」、5人)

1992年創設、川崎市教育委員会総合教育センター教育課題研究室が担当。『川崎市海外帰国・外国人児童生徒教育指導の手引き』(平成12年度川崎市総合教育センター)には、日本語指導者を置く目的として3点が挙げられている。その3点とは、(1)「適応教育」:異文化の中で生活してきた子どもたちが日本の社会に適応できるようにする(友達関係をどう作っていくか、日本語をはじめ未学習教科をどう指導するかなど)、(2)「帰国と外国籍生徒の特性を生かした教育」:これらの生徒が異文化の中で経験したことや習得した知識や技能を川崎市の教育の中に積極的に生かしていく、(3)「国際交流相互理解教育」:生活リズムの違いや考え方や感じ方の違いから外国を見つめ、日本を見直すきっかけを作る。公募ではなく委嘱であり、日本語能力は、最低でも小学校3年生から5年生程度の漢字を読めることが要求される。フィリピン人妻の日本語指導者は、主としてフィリピ

ン人保護者の子供にタガログ語で簡単な日本語を教えている。

4. 「民族文化ふれあい事業の講師」(以下「民族文化講師」、6人)

1997年創設、「川崎市教育委員会総務部人権・共生教育」が担当。この事業の目的は、川崎市の学校に通う日本人児童と外国人児童の双方に対し、「互いの文化を尊重し合い、ともに生きる豊かな社会を築く意識と態度」を育くませることにある。民族文化講師とは、自国の文化を日本人の児童に伝える地域の外国人市民によるボランティア活動である。単に民族的な芸術文化の鑑賞の奨励や外国語(とりわけ英語)の習得を目的とするものではなく、多文化共生をめざす教育の一環と位置付けられている。

通訳は可能な限り用いないとする方針がとられているため、応募者には一定の日本語能力が要求される。まず学校からの依頼に応じて同講師が事前に準備を行う。授業の中では、クラスの担当教員が民族文化講師と協力しながら学習内容に合わせた形式で民族的文化(例えば国の紹介、歌、ダンス、民話、料理、ゲーム、挨拶、服装の披露など)を行う。また、学校の担当教員と児童が事前に予習しておくことで子供たちによる積極的な参加も期待されることから、同講師には、児童からの質疑に対して日本語で即座に応えられる程度の一定の語学力が求められる。

以下の二つはいわば私的な組織の活動である。

5. 「市民館や公民館でのボランティア」(4人)

口コミ募集の形を取っている。フィリピン人による活動内容としては、母国の料理や文化の紹介、外国人母に対する子育て相談、高齢者に対する入門英会話講座の開講などが挙げられる。

6. 「地域での国際交流プログラム協力者」(5人)

同じく口コミ募集の形を取っている。「市民まつり」や「区民祭」において、フィリピン人

ボランティアとして祭りの責任者と司会者を務めたり、母国のダンス、料理、歌などを披露したりするものである。

アグニュー (Agnew 1993) は、南アジア移民女性のネットワーク組織を「サービス志向の組織」(service-oriented organization) と「唱導志向の組織」(advocacy-oriented organization) の2種類に分類している。「サービス志向の組織」では、娯楽活動、文化と宗教情報の交換、集金パーティ、移民二世の子どものための母語クラス、各エスニック・グループの祭りなどが代表的なものとして挙げられている(特に、インドの独立記念日、パキスタンの宗教祭礼の際に実施されるものが「民族のアイデンティティと団結」の強化を一層促すものであることが指摘されている)。一方で、「唱導志向の組織」は、移民に強いられる「不公平で不平等な社会関係」の打破を目標として掲げ、その手段としてエスニック・マイノリティの要求を、法案と計画の実現を通じて実現することを目的としている(その活動の代表例としては、フェミニズム運動や児童虐待問題の解決などが挙げられる)。「唱導志向の組織」は、ジェンダーやエスニシティ問題に対して比較的高い意識を持つ人々によって組織され、その中には高い教育を受けた中産階級の婦人が少なくない。彼女達は、「サービス志向の組織」が単なる社会問題の穴を補う存在であるにすぎず、ホスト社会において位置づけられる移民女性の「マイノリティとしての地位」改善にはあまり役立っていないとして真っ向から否定する。唱導志向の組織の具体的な成果として、ラジオ番組の制作を通して、南アジア女性が如何にホスト社会の伝統的な交渉婚姻(negotiating marriage)、家族契約婚姻(family-contracted marriage)と向き合えるか、といった問題について真剣な議論を行ったことが挙げられている。このような組織が率先して、ジェンダー差別の文章や妊娠中のジェンダー選別手術の広告を掲載した新聞社への抗議活動を行い、議員への陳情、ホス

ト社会側の女性からの支持獲得などを通して自身の権利擁護のため努力を重ねていったのである。

とすれば、本稿で取り上げたフィリピン人妻の社会参加の六つの活動は、サービス志向あるいは唱導志向の組織のどちらに該当するのだろうか。結論からいうと、「市民代表者会議委員」と「人権啓発推進審議会委員」は唱導志向の組織に近く、他の「日本語指導」、「民族文化講師」、「市民館や公民館でのボランティア」、「地域での国際交流プログラム協力者」はサービス志向の組織に近いと言えよう。だが、南アジア移民女性ネットワークとは異なり、フィリピン人妻が社会参加活動を通じて訴えかける対象はフィリピン人に限らず、ホスト社会の日本人とその子女及び他の外国人でもあり、このことは本稿が「日本人主導」あるいは「日本人と外国人の共同参加」という形で運営される活動を中心に検討を行っていることと関係する。そのため、フィリピン人妻側からの切実な抗議を聞くことはほとんどなく、おそらく今後も「既存組織」の枠の中で彼女たちは移民女性の周辺化された地位を打開するための糸口探しを続けていくことが予想される。だが、サービス志向の組織が果たして社会問題の穴を埋める存在となりうるのか、いう点については議論を別の機会に譲りたい。

6. 社会参加の意義

本稿の締めくくりにあたり、社会参加の「当事者」の立場に立ち戻り、彼女たちの「本音」に耳を傾けてみたい。

ここでは、「相対的剥奪」(relative deprivation)の観点から、10名のフィリピン人妻の社会参加の意義を探ることにしたい^[4]。相対的剥奪感論は、「人間が感じる不満はその人の置かれた境遇の客観的劣悪さに起因するのではなく、むしろその人が抱く期待水準と達成水準(機会可能性)との間の知覚された落差に起因するもの」であるとす。この理論は、不満を説明する理論として出

発し、その後社会運動への動機づけを説明する理論へと発展した。相対的剥奪感を有する人については、「所属の準拠集団 (reference group) v.s. 比較の準拠集団」及び「過去の経験 v.s. 現在の経験」の座標軸によって、相対的剥奪の度合いを測る。したがって、フィリピン人妻の社会参加の意義を相対的剥奪の文脈の中で考えるとすれば、彼女たち本人は一体どのようなものを剥奪されたと感じ、また社会参加を通じてその剥奪感を如何に解消しようと試みたのかについて考察する必要があるだろう。このような理由から、筆者は「仕事からの相対的剥奪感」及び「周辺化される地位からの相対的剥奪感」の2点において、彼女達の心象世界の把握を試みることにしたい。

1. 「仕事からの相対的剥奪感」：前述したように、社会参加の条件の一つに挙げられるのが「仕事と家事のバランス」である。多くはアルバイトやパートの仕事にしか従事しておらず、このことは「仕事以外の時間があるからこそ社会参加が可能」、という事実を表しているといえる。また、六つの社会参加のいずれもが「給料」ではなく、「謝礼」が支給される活動に過ぎないことから、彼女たちは社会参加から得た収入が「生活を支える主収入」とは考えていない。つまり社会参加の活動とは、雇用でもなくパートでもなく、言うなれば「アルバイトの一環」である。社会参加の活動自体について否定的ではないものの、将来「正規社員」、「フルタイム」、「給料が支給され、やり甲斐のある職業」(例えばフィリピン料理専門店や美容室の開業、英語が生かせる仕事や専門的通訳など)に就くことを熱望している。特に子どもがいない者や子育てが一段落した者に上のような職業に対する強い意欲が感じられた。

相対的剥奪感とは、現在の状況によってのみ生じるのではなく、過去の経験との比較を通じて生まれるものでもある。高いレベルではないにせよ、フィリピンでは彼女たちは多少とも専門的な職務経歴(小学校の教職員、旅行・食品・

化粧品会社やデパートの社員、美容師など)を有していた。だが来日後の仕事経験はどうか。興行ビザで入国した者が初めて就く仕事はダンサーであるが、ほとんどが結婚後辞めている。高学歴の彼女たちのなかには英語教師や通訳アルバイト経験を有する者も少なくないが、それらの仕事は不安定で、長期的にみても継続可能な仕事ではない。結局、自分の学歴と全く合致しない条件の悪い格下の仕事(例えば、スナックや居酒屋のホステス、弁当屋の作業員、清掃会社の掃除、スーパーマーケットの積み込み作業員、化粧品の在宅販売員など)に就く人はかなりの数に上る。本来の学歴と経歴を生かせるどころか、逆に非技能職へ従事せざるを得ない状態(deskilling)に陥っており(Cheng 1999: 45-46)このような「仕事からの相対的剥奪感」を何らかの形で埋めようとする時、そこに彼女たちが見出だしたのが「社会参加」であった、といえないだろうか。

2. 「周辺化される地位からの相対的剥奪感」：彼女たちが日頃感じているものには「仕事からの相対的剥奪感」だけでなく、「アジア女性を周辺化するステレオタイプや偏見」をホスト社会から被るために引き起こされる「相対的剥奪感」もあり、彼女たちは自身が置かれたこのような地位の改善のため、および日常のストレス解決の理由から社会参加を行っていた。4名の市民代表者会議委員の言葉から分かるように、彼女たちは「外国人の立場に立って外国人のための権利を主張すること」を強く訴え、「外国人の悩みに対し積極的な解決案を提出すること」、「市民代表者会議の場に出席する際1人でないのを実感すること」、「自分の意見を公的な場で伝えること」などの活動・行為すべてが「自分自身にとっての自信」につながったとしていた。

社会参加の目的は、自身の差別経験を超越するためだけでなく、「子どもが将来同じような状況で生きることを強いられないか」といった

「自分の子供をとりまくコミュニティの将来」に対する危惧感にも求めることができよう。民族文化講師、市民館公民館でのボランティア、地域での国際交流プログラム協力者などに携わる彼女たちの多くが、自らが行う社会参加の意義を「日本人とその子供が持つ差別意識の軽減」に見出していた。また、日本語指導に携わる者は、社会参加を通じて「子供たちの笑顔に出会い、彼らの成長が実感できる」こと、またその活動自体が「人助けにつながる」ことが何よりの喜びであると繰り返し強調していた。移民女性にとって社会参加を行うきっかけが自身の子供にあることはしばしば指摘される点であり、ジョーンズ・コリアー（Jones-Correa 1998: 326-349）も、ニューヨーク在住のラテン系移民男女の政治参加の異同を比較した研究において、女性が常に子どもを通してホスト社会と繋がっていることを指摘している。父親に比べて母親である彼女らの方が「子どもの教育問題と生活問題」を管理する責任を周囲から期待されるため、学校や福祉機関との接触が不可避であり、またそこで同時に「行政と移民コミュニティの架け橋」といった役割を担うことも期待されるからである。

周辺化される地位を逆転するためのもう一つ有力な手段は、「フィリピン文化のよさとユニークさ」を日本人および他の外国人に伝えることである。彼女たちは、フィリピン文化を一般市民や学校の児童に披露・紹介する際、常に「フィリピン人としてのプライドと喜び」を感じていることを強調しており、この行為は日本人の持つ偏見の軽減につながるだけでなく、自身の母国文化に対する理解の深さとアイデンティティの堅固さを再確認する絶好の機会とも言えるのだろう。

本稿では、川崎市在住のフィリピン人妻の社会参加を通して移民女性の主体性構築の可能性ないしは成立条件、およびその意義について考察し、また、就労を媒介とした「移民女性の主

体性構築」のこれまでの議論を概観した上で、「移民女性の社会参加」を扱う本稿の位置付けを行った。そしてホスト社会において周辺化されるフィリピン人妻を取り上げ、その社会参加を可能とさせる条件について「個人の特質」と「川崎市の地域特性」の両方から検討を行った。そして、彼女たちにとって社会参加とは、「仕事からの相対的剥奪感」と「周辺化される地位からの相対的剥奪感」を解消するために意義を有する活動であることを確認することができた。

結論的に言えば、「高学歴」「流暢な日本語」「明るい性格」といった個人資本を擁する彼女たちがホスト社会で生きていくための活路とは、単なる社会参加に留まらず、むしろやり甲斐のある正規の職業に従事することであろう。主婦の（再）就職問題は日本人女性だけでなく移民女性も同様に直面する深刻な問題であり、多くのフェミニズム研究者（Raghuram 2000: 446-448; Kasaba 2000: 137）が指摘するように、「働く」ことは、彼女たちが本当の自立を獲得するために必要とされる前提条件である。特に、専門技術や高学歴を持つ移民女性が正規の職業を通して給料を得、「所有権と使用権」、ひいては「家庭・コミュニティ・ホスト社会の事柄に対する発言権と参加権」をしっかりと掌握することで、自らの置かれた一段低い社会的地位、すなわち「周辺化された地位」の逆転の可能性がはじめて生まれるのである。言い換えれば、「正規の職業」獲得という回路こそが、彼女達が抱える相対的剥奪感を脱するための最も重要な手段である。

【謝 辞】

本稿は「2001年度立教大学奨励研究員」としての日本滞在時の研究成果である。インタビューに応じていただいた10名のフィリピン人女性の方々、および川崎市教育委員会学校教育部、同生涯学習推進課、同総務部人権・共生教育担当、川崎市総合教育センター、川崎市市民局人権男女共同参画室、川崎市外国人市民代表者会議、Let's国際ボランティア、川崎市幸市民館日本語ボランティア、の各担当者、関係者の方々に心より感謝の意を表します。

【注】

- [1] 小ヶ谷千穂(2000: 98-99)は、「移民女性」(immigrant women)「移住女性」(migrant women)「移住労働者女性」(migrant women workers)の用語使用を区別している。本稿は「日本人男性と結婚したフィリピン人女性」を研究対象とするため、「長期滞在」ないしは「定住・永住」の意味を帯びる「移民女性」を使用する。
- [2] 移民女性に対するホスト社会側からの差別と偏見は、在日フィリピン人妻に特有の問題ではない。例えば、ロース&スペンランザ(Roth & Speranza 2000: 220-223)は、スイスの白人男性と結婚したアフリカ系女性が常に姦女と見做され、電車の中で「いくら」とよく聞かれたことを、夏曉鶯(2002: 121-156)は、台湾のマスメディアが東南アジア系外国人妻に「可哀相な被害者」、「金を吸い取る吸血鬼」のダブル・イメージを作りあげたことを、チン(Chin 1997: 353-385)は、マレーシア人が国内のフィリピン人とインドネシア人の移住労働者女性に対して「犯罪者」、「娼婦」、「少女奴隷」(girl slaves)、「パーリア」などのスティグマを付したことを、レミシュ(Lemish 2000: 333-349)は、イスラエルの新聞の三面記事が、旧ソ連から来たユダヤ系の移民女性を「ソ連の娼婦」(Russian whores)、「イスラエルにとっての新鮮なお肉」(fresh meat for Israelis)と揶揄したことなど

を指摘しており、これが移民女性にとっての共通問題であることがここからも明らかであろう。

- [3] 日本国内でもフィリピン人妻主導の民間組織が数多く存在する。例えば、「FWJA」(Filipina Wives of Japanese Association)、「FWES」(Filipino women for Empowerment and Self-reliance)「FICA」(Filipina Circle for Advancement and Progress)などが挙げられる。小ヶ谷千穂など(2001: 40-45)。
- [4] 坪谷美欧子(2000: 122-124)が、相対的剥奪感の論点から「在日中国人の川崎市市政参加」の意義を論じたことに示唆を得た。

【引用文献】

- Agnew, V. (1993) *Community groups: An overview*. Paper presented at a session on "South Asian Women's Community Organizations" at the Biennial Conference of the Canadian Ethnic Studies Association, Vancouver, November 27-30.
- Assar, N. N. (1999) Immigration policy, cultural norms and gender relations among Indian-American motel owners. In G.A. Kelson and D.L. Delaet (eds), *Gender and immigration*. New York: NYU.
- Barot, R., Bradley, H., and Fnton, S. (1999) Rethinking ethnicity and gender. In R. Barot, H. Bradley and S. Fnton (eds), *Ethnicity, gender and social change*. London: Macmillan Press Ltd.
- Bhachu, P. (1988) Apni Marzi Kardhi home and work: Sikh women in Britain. In S. Westwood and P. Bhachu (eds), *Enterprising women: Ethnicity, economy and gender relationship*. London: Routledge.
- Chai, A.Y. (1987) Freed from the elders but locked into labor: Korean immigrant women in Hawaii. *Women's Studies*, 13.
- Cheng, S. A. (1999) Labor migration and international sexual division of labor: A feminist perspective. In G.A. Kelson and D.L. Delaet (eds), *Gender and immigration*. New York: NYU.

- Chin, C.B.N. (1997) Walls of silence and late twentieth century representations of the foreign female domestic worker: The case of Filipina and Indonesian female servants in Malaysia. *International Migration Review*, (31) 2.
- Collins, P. H. (1991) *Black feminist thought: Knowledge consciousness and politics of empowerment*. New York: Routledge.
- Delaet, D.L. (1999) The invisibility of woman in scholarship on international migration. In G.A. Kelson, and D.L. Delaet (eds), *Gender and immigration*. New York: NYU.
- Glenn, E. N. (1985) Racial ethnic women's labor: The intersection of race, gender and class oppression. *Review of Radical Political Economics*, 17 (3)
- Hook, B. (1984) *Feminist theory: from margin to center*. Boston: South End Press.
- Ip, D. and Lever-Tracy, C. (1999) Asian women in business in Australia. In G.A. Kelson and D.L. Delaet (eds), *Gender and immigration*. New York: NYU.
- Jones-Correa, M. (1998) Different paths: Gender, immigration and political participation. *International Migration Review*, 32 (2).
- Kasaba, K.F. (2000) Ethnic networks in women's migration: A comparative study of Jewish and Italian women in New York, 1870-1924. In J. Knorr and B. Meier (eds), *Women and migration: anthropological perspectives*. New York: St. Martin's Press.
- Lemish, D. (2000) The whole and the other: Israeli image of female immigrants from the former USSR. *Gender and Society* (14) 2.
- Lim, I. S. (1997) Korean immigrant women's challenge to gender inequality at home: The interplay of economic resources, gender, and family. *Gender and Society*, 11 (10).
- Morrison, L., Guruge, S. and Snarr, K.A. (1999) Sri Lankan Tami immigrants in Toronto: Gender marriage patterns and sexuality. In G.A. Kelson and D.L. Delaet (eds), *Gender and immigration*. New York: NYU.
- Raghuram, P. (2000) Gendering skilled migratory streams: Implications for conceptualizations of migration. *Asian and Pacific Journal*, 9 (4).
- Roth, C. & Speranza, C.I. (2000) African-Swiss women's social network. In Knorr, J. and Meier, B. (eds) *Women and migration: Anthropological perspectives*. New York: St. Martin's Press.
- Staudt, K. (1999) Seeds for self-sufficiency? Policy contradictions at the US-Mexico border. In G.A. Kelson and D.L. Delaet (eds), *Gender and immigration*. New York: NYU.
- エウニセ・A・イシカワ・コガ, 2000, 「出稼ぎ滞在者と住民の間で: 日系南米人の地域社会参加」宮島喬編『外国人市民と政治参加』有信堂, 130-149.
- 小ヶ谷千穂・稲葉奈々子・小笠原公子・丹野清人・樋口直人, 2001, 「移住労働者のエンパワーメントに向けて: 支援組織による取り組みを中心に」『茨城大学地域総合研究所年報』34: 33-57.
- 小ヶ谷千穂, 2000, 「移住女性研究の展開と課題: アジアにおける移住女性研究のために」お茶の水社会学研究会『Sociology Today』11: 98-107.
- 笠間千浪, 1996, 「滞日外国人女性とジェンダー・パイアス: 日本の受け入れの一側面と問題点」, 宮島喬・梶田孝道編『外国人労働者から市民へ』有斐閣, 165-186.
- 菊地京子, 1996, 「周辺としての外国人女性労働者」, 山下悦子編『女と男の時空: 日本女性史再考・溶解する女と男』藤原書店, 67-85.
- 黒木雅子, 1999, 「日系アメリカ女性の自己再定義: エスニシティ・ジェンダー・宗教の交錯」『社会学評論』(50) 1: 59-74.
- 定松文, 1996, 「家族問題: 定住外国人の家族生活と地域社会」宮島喬・梶田孝道編『外国人労働者から市民へ』有斐閣, 65-82.

- 女性移住労働者リサーチ&アクション, 1997, 『滞日外国人女性の定住化の実態と社会的支援の模索: 多文化共生に伴う生活問題とソーシャルサポートに関する調査研究』.
- 鈴木伸枝, 1998, 「首都圏在住フィリピン人既婚女性に関する一考察: 表象と主体性構築過程の超国民論からの分析」お茶の水大学『ジェンダー研究』1: 97-112.
- ダアノイ, M.A. (Da-anoy, M.A.) 1995, 「民族・性差別の国, 日本でフィリピン人少数者が力をつけるために: 批判とオルタナティブ」会沢勲編『アジアの交差点: 在日外国人と地域社会』社会評論社, 101-125.
- 高畑幸, 2001, 「シングルマザーとして生きる: フィリピン女性エンターティナーのその後」鐘ヶ江晴彦編著『外国人労働者の人権と地域社会』明石書店, 212-234.
- 堤要, 1999, 「移住女性と 女性への暴力: ジェンダーとエスニシティの視点から」田村慶子・篠崎正美編『アジアの社会変動とジェンダー』明石書店, 214-245.
- 堤要, 1997, 「エスニシティ, ジェンダー, 社会階級: 三変数間の関連の解明に向けて」奥田道大編『都市エスニシティの社会学』ミネルヴォ書房, 243-273.
- 坪谷美欧子, 2000, 「職場から地域へ: ニューカマー中国人の参加意識」宮島喬編『外国人市民と政治参加』有信堂, 112-129.
- パレスカス, M.R.P. (Ballescás, M.R.P. (1993) *Filipino entertainers in Japan*. Quezon: The Foundation for Nationalist Studies, Inc. (= 1995, 津田守監訳・小森恵・宮脇撰・高畑幸訳『フィリピン女性エンターティナーの世界』明石書店.)
- 樋口直人, 2000, 「対抗と協力: 市政決定メカニズムのなかで」宮島喬編『外国人市民と政治参加』有信堂, 20-38.
- ファノン, F. (Fanon, F. (1951) *Peau noire, masques blancs*, Paris: Editions du Seuil. (= 1998, 海老坂武・加藤晴久訳『黒い皮膚, 白い仮面』みすず書房.)
- 藤原法子, 1998, 「国境を越える女性たちの生き方と地域の相互扶助的関係に関する一考察」『日本都市社会学年報』16: 103-117.
- 松崎百合子, 2001, 「移住女性の生活問題と社会的支援」鐘ヶ江晴彦編著『外国人労働者の人権と地域社会』明石書店, 264-285.
- 宮島喬・長谷川祥子, 2000, 「在日フィリピン人女性の結婚・家族問題: カウンセリングの事例から」立教大学社会学部『応用社会学研究』42: 1-14.
- 宮島喬, 2000, 「外国人市民の参加とその回路」宮島喬編『外国人市民と政治参加』有信堂, 3-17.
- 吉村真子, 2000, 「国際労働力移動におけるアジア女性: アジアの出稼ぎ女性労働者」法政大学比較経済研究所研究シリーズ『国際労働力移動のグローバル化: 外国人定住と政策課題』15: 321-344.
- 夏曉鶯, 2002, 『流離尋岸: 資本国際化下的外籍新娘』, 台北: 臺灣社會研究.